

農林土木工事特記仕様書（令和2年8月1日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「1-1-1-5 施工計画書」において、「請負対象金額」とあるのは「当初請負対象金額」に、「1-1-1-35 工事中の安全確保」において、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）」とあるのは、「土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官、令和2年3月25日）」に、「建設事務次官通達、平成5年1月12日」とあるのは「国土交通省告示第496号」に、「2-1-3-1 県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」において、「約款第21条」とあるのは「約款第22条」と、「第21条」とあるのは「第22条」と、「約款第22条第1項」とあるのは「約款第23条第1項」と、「約款第23条」とあるのは「約款第24条」と、「約款第23条第2項」とあるのは「約款第24条第2項」と、「約款第26条」とあるのは「約款第27条」と、「約款第28条」とあるのは「約款第29条」と、「約款第29条」とあるのは「約款第30条」と、「約款第29条第1項」とあるのは「約款第30条第1項」と、「約款第29条第2項」とあるのは「約款第30条第2項」と、「約款第31条」とあるのは「約款第32条」と、「約款第31条第2項」とあるのは「約款第32条第2項」と、「約款第33条」とあるのは「約款第34条」と、「約款第34条」とあるのは「約款第35条」と、「約款第37条」とあるのは「約款第38条」と、「約款第37条第2項」とあるのは「約款第38条第2項」と、「約款第37条第3項」とあるのは「約款第38条第3項」と、「約款第38条第1項」とあるのは「約款第39条第1項」と、「約款第41条第2項」とあるのは「約款第54条」と、「第43条第2項」とあるのは「第44条第3号」とそれぞれ読み替えるものとする。

（適用）【変更】

1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契

約書」という。)及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

(工事実績データの登録)【変更】

1-1-1-6 工事実績データの登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の**確認**を受けたうえ受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に**提示**しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

(建設副産物)【変更】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出

先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真是、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

(トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用)【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 30 日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化)

第3条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【農林水産部】 - デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第4条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議するものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第5条 徳島県農林土木工事共通仕様書の「第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート第2節適用すべき諸基準1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行)

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

5 熱中症のリスクを高めるおそれのある新型コロナウイルス対策（マスクやフェイスガード等）を行った場合は、真夏日の定義を「日最高気温が28度以上」と読み替えて対

応するものとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（仮設トイレの洋式化）

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（情報共有システム活用工事）

第8条 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

（本工事の特記仕様事項）

第9条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本工事における特記仕様事項を記載）

仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工事名					
2 受注者名					
3 現場代理人	印				
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
<input type="checkbox"/> 和式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 洋式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 快適トイレ	×	(+	×) = 0
	[規 格] 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm [付加機能]				
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
■ レンタル会社					
<和式トイレの場合>					
■ 洋式化できなかった理由					
6 備考					
<発注者(監督員)が記入>					
7 監督員					

※ 監督員は内容を確認後、メール又はファックスで農山漁村振興課へ報告して下さい。

特記仕様書

1. 総則

(1) 適用範囲

この特記仕様書は、徳島県が発注する「R2阿耕 県単 深瀬 さく井工事」に適用する。

(2) 工事場所

徳島県阿南市深瀬町

(3) 工期

着手： 契約日から

完了： 令和 3 年 3 月 25 日

(4) 土地の立ち入り等

施設建設予定位置の土地に立ち入る時は、地権者への周知等を含めて事前に監督員と打ち合わせること。

2. 井戸仕様

掘さく口径 : SVP ϕ 250

掘さく深度 : L=18.0m

ケーシングパイプ : 塩化ビニル管 TSスリーブ管 SVP ϕ 250 \times 4.25m

スクリーン : L=7.0m

3. さく井工

(1) 掘削

- 掘削は、その地盤に適した方法により施工し、掘削中は、絶えず泥水を循環又は充満させる。
- 地表部の陥没等防止及び掘削の安全確保のために孔口保護管（コンダクターパイプ）を設置し、その深度は地質状況により決定する。
- 掘削孔径は、ケーシング径250Aの場合掘削孔径400mmとする。
- ケーシング挿入の安全を確保する必要があるときは、挿入実験前に傾斜測定又はガイド管（10m以上）の降下試験を行う。
- 崩壊、出水、逸水が泥水のみでは防止できない場合は、ケーシングより大きな鋼管を仮設ケーシングとして挿入する。

(2) 電機検層

- 電気検層（比抵抗法）は、掘削完了後、ケーシング降下前に行う。
- 測定は、深度0.5mごとに行い、電極間隔は掘削孔径とほぼ同じ長さ及びその2～4倍の長さの2種類について行う。

(3) ケーシング

- ケーシングに使用する管材は、塩ビ管とする。
- 接合方法は、TS接合とし管相互の芯ずれを生じないように接合する。
- ケーシングには、砂利充てん完了まで吊り下げ状態を維持し、片寄りの防止を図る。
- ケーシングの底部は、オープンにして挿入することが基本であるが、状況に応じVUキャップ（ ϕ 6～7mmの穴開け加工）の使用についても検討すること。

(4) スクリーン

- スクリーンは、ストレーナー開口率SVP ϕ 250の場合4.4%程度以上確保する。
- スクリーンの据付位置は、さく井掘削完了後、電気検層結果及び地質等を確認し、発注者と充分協議の上決定する。
- スクリーンは、採水層の状態により分割して設置してもよい。

(5) 砂利充填

- 孔壁の崩壊及び砂が井内へ流入するのを防ぐため、砂利充てんを行う。
- 砂利は精選砂利を用い、孔口のケーシング外側隙間から慎重に投入することによりスクリーン周囲への確実な充てんを図る。砂利サイズは、帯水層の粒度分布がある場合は平均粒径の5倍程度を目安とし、ない場合は地域の実積等を参考に決定する。

(6) 遮水

- 汚水の浸入を防止するため、充てん砂利の上部は、ポンプ揚水し、水量を確認後、粘土遮水を施すものとする。

(7) 仕上げ

- 1) 仕上げは、井内洗浄を十分行った後、スワッピング法により孔壁の泥の除去を行う。
- 2) スワッピングは、採水層の細砂を、スクリーンを通じて井内に排出させ、スクリーン周囲の充てん砂利が安定した状態になるまで繰り返す。
- 3) 井底に沈殿した細砂類は、さらい揚げる。

(8) 産業廃棄物処理

- 1) 本工事で発生する建設廃材は、次の場所に搬出・処理する費用を見込んでいる。
 - ・建設汚泥
 - 受入場所： 阿波パラス(株) 吉野川市山川町堤外128-3
 - 営業時間： 8:00~17:00(8時間)
 - 運搬距離： 42.0 km(汚泥吸排車運搬)
- 2) やむを得ず他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議し変更することができる。

4. 試験及び報告

(1) 揚水試験

揚水試験は、予備揚水試験、段階揚水試験を行う。

なお、揚水量の測定方法はJIS B 8302(ポンプ吐出し量測定方法)に定める方法によるものとする。

- 1) 予備揚水試験は、泥水を十分に排出したうえでいき、最大揚水量を求めるものとする。
- 2) 段階揚水試験は、段階的に揚水量を増量していき、限界及び適正揚水量を求めるものとする。
 - (ア) 初段階の揚水量は、最大揚水量の1/7~1/8の量で行い、次段階以降の揚水量は、均等量を逐次加算して行う。
 - (イ) 各段階の揚水試験の継続時間は、10分ごとの井内測定水位の変化量が10mm以下となるまで行うものとし、最大1時間とする。

(2) 水質試験

水質試験は、公立の保健所、試験所又は認定の試験所にて実施するものとする。

水質検査基準 項目を各井戸実施する。

(3) 報告書

- 1) 地質標本は、掘削中、地質の変化があるごとにその地層のサンプルとして採取したものをプラスチック製容器に密閉し、地質標本ケースに整理して、1組提出する。
- 2) 地質柱状図は、標本採取時の資料をもとに、比例尺で作成した地質柱状図に電気検層図、井戸構造図(スクリーンのスロットサイズ、充てん砂利深度、遮水深度、スクリーン深度、ケーシング接合深度、セントライザ深度等)を併記したものを作成し、提出する。

5. 施工管理

(1) 主任技術者等の資格

請負者は工事施工にあたり、主任技術者及び現場代理人を定め本人の経歴書を添えて届出なければならない。必要資格としては、**さく井技術者**を保有すること。

(2) 工事写真

請負者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集して、『工事記録写真帳』を提出すること。

撮影箇所、頻度等あらかじめ撮影管理基準を定め、施工計画書に記載することにより監督員の承諾を得ること。

写真帳の見開き各ページの左上に、必ず案内図を添付し、撮影方向などを矢印、番号等で記入すること。一連の作業は同じ方向から撮影するなど工夫してまとめること。

監督員の立ち会いが必要な項目があるので、あらかじめ協議しておき、撮り逃しのないよう努めること。

(3) 既設井戸との調整

既設NO.2の運転時水量を計測し、今回さく井した井戸の適正揚水量と比較する。

6. 定めなき事項

- 1) 本特記仕様書に明示されていない事項については別途協議するものとする。
- 2) 施工上やむを得設計変更を要する場合は、あらかじめ監督員の承認を受け数量を確認しておかなければならない。
ただし仕様書、設計書、図面に明示がなくとも施工上欠くことのできない些少な材料、作業等は請負者の負担とする。

